

周南市農林業集会所条例の一部を改正する条例制定について

周南市農林業集会所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市農林業集会所条例の一部を改正する条例

周南市農林業集会所条例（平成15年周南市条例第175号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「暖房使用料」を「冷暖房使用料」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市農林業集会所条例新旧対照表

現行	改正案
<p>別表第2（第5条関係） 周南市農林業集会所<u>暖房</u>使用料</p> <p>（略）</p> <p>備考 周南市農林業集会所<u>暖房</u>使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。</p>	<p>別表第2（第5条関係） 周南市農林業集会所<u>冷暖房</u>使用料</p> <p>（略）</p> <p>備考 周南市農林業集会所<u>冷暖房</u>使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。</p>